第5章　支援のためのチームづくり

本制度の目標の実現に向けた視点の二つ目が「支援のためのチームづくり」です。本市では庁内各課及び庁外関係機関との連携を生活困窮者の「把握に向けた連携」と「包括的な支援に向けた連携」に整理して、支援のためのチームづくりを進めてきました。

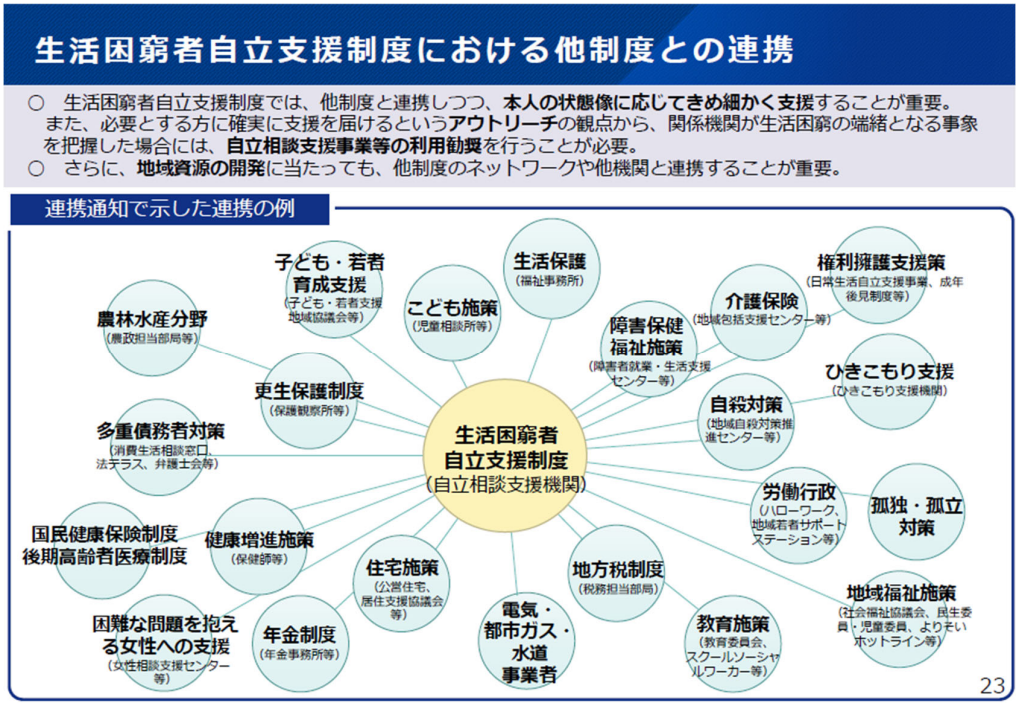
1　生活困窮者の把握に向けた連携

本市では区役所に自立相談支援事業の窓口を設けることにより、同じ庁舎内にある税・国民健康保険料等の納付窓口等と連携して支援が必要な対象者を早期に把握することが期待できます。

さらに本市には、子ども・子育て支援、高齢者支援、障害者支援及び青少年支援等、福祉保健に関する分野別の相談支援機関等の豊富な社会資源があるという強みがあります。一方で、各分野の支援対象にならない「制度の狭間」の問題や、介護や障害等の課題が顕在化する手前の状況で、どこに相談したらよいか分からず、地域社会からも孤立してしまう場合があります。

そこで、関係各課・機関との連携を強化することで、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげるよう取組を実施します。

⇒　本法第8条第2項では、自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）で生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとされています。



（出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課　生活困窮者自立支援室資料）

2 生活困窮者への包括的な支援に向けた連携

複合的な課題のある人（世帯）を適切に支援するために、就労支援や家計改善支援等の本法に基づく各種支援を効果的に運用することが重要です。一方、病気や年齢等の事情から、これらの支援メニューだけでは、課題解決が難しい場合があります。

そこで、福祉保健に関する各分野の支援機関や、雇用や居住に関わる相談・支援機関等と分野を超えて、連携して対応することが必要になります。

連携構築のためには、幅広い相談者のニーズに応じた支援事例の蓄積に加えて、専門職によるケースカンファレンスや各分野の様々な会議（地域ケア会議や障害者地域自立支援協議会等）を通じた日頃からの支援者間の顔の見える関係づくりが重要です。

いろいろな分野の現場で活躍している専門の支援者が知恵を出し合いながら協力できる状態を目指して、支援のためのチームづくりに取り組んでいきます。

3 具体的な取組事項

（1） 公租公課（※）部門との連携による生活困窮者の早期把握

本制度の開始に先立ち、全庁プロジェクト会議を立ち上げ、庁内各課が連携して相談者を自立相談支援事業につなぐための仕組みづくりを行ってきました。

特に、公租公課の徴収部門との連携に関しては、モデル事業を実施していた中区保護課（当時）・税務課・保険年金課、財政局徴収対策課、健康福祉局保険年金課・保護課（当時）をメンバーとして区局庁内連携ワーキングを開催し、相互の業務理解に向けた話し合いを重ね、庁内連携における基本的な考え方等を共有しました。

実際の窓口業務へ同席するなどして徴収部門の業務理解を深め、平成 27 年4月に「庁内連携マニュアル（税・保険年金部門）」を策定し、さらに平成 28 年3月には情報共有の手順等をまとめた「横浜市生活困窮者自立支援における区関係課の連携及び情報共有に関する事務取扱要綱」を制定しました。

本制度の開始に伴い構築された連携関係を維持・強化していくことが重要であり、そのためには、①当該マニュアルの有効活用、②相互研修の実施による業務理解の促進、③税務課・保険年金課等の窓口への本制度チラシの配架、④相談者を自立相談支援事業に適切に案内するための連絡票の活用等が有効です。

（※）公租公課…国や地方公共団体により、公の目的のために賦課徴収される金銭負担の総称のこと

公租：国税や地方税などの租税を指し、地方税には住民税などが含まれる

公課：健康保険料や社会保険料等の租税以外の分担金を指す

【コラム】庁内連携へ向けての取組

各区役所の生活支援課生活困窮者支援担当と税務課・保険年金課等の徴収部門の担当が、お互いの業務や支援の視点などを知り、日頃の業務に活かせるようにすることを目的といて、令和４年度から毎年、財政局・健康福祉局で協働して「庁内連携研修」を開催しています！区税務課（滞納整理担当）・区保険年金課（滞納整理担当）、区生活支援課（生活保護・生活困窮者自立支援担当）に参加を呼びかけ各区３課から、毎年約７０名～９０名の方が参加し、各々の制度説明を相互に聞き、グループワークでは実際の区役所においてどのように徴収部門と生活支援部門が連携していくかを話しあっています。

実務者間で共有している「庁内連携マニュアル」は庁内連携のルールを定めたものとして平成２７年４月に３課合同で作成されました。具体的な支援段階での個人情報の共有など一定のルールを定めたこのマニュアルは実際の実務における内容に即せるよう随時改定していっています。



（2）庁内各課及び関係機関との事例検討等を通じた関係づくり

庁内各課及び庁外関係機関の職員等と一緒に事例検討や勉強会を実施することにより、相互の業務を理解し、支援の幅を広げることにつなげます。

【参考】事例検討及び勉強会の例

・障害者雇用の制度理解を深める勉強会【区高齢・障害支援課（障害者支援担当）】

・障害年金申請の制度理解を深める勉強会【区保険年金課（国民年金担当）】

・生活に課題を抱えたまま生活保護廃止が見込まれる場合に、スムーズに生活困窮者自立支援制度による支援につなぐための事例検討【区生活支援課（生活保護担当）】

【コラム】鶴見区暮らしの相談支援者ネットワーク

鶴見区暮らしの相談支援者ネットワークは、経済的困難を抱えた人、制度の狭間で困っている人、孤立しがちな人たちに対して、専門職同士が連携によって一緒に考え支えることを目指して、平成 27 年に発足しました。事務局は、区社会福祉協議会・地域ケアプラザ・医療機関・区役所の代表が協働して担っています。年に 2 回、「お金がない人をどう支えるか」をテーマに、事例を基に制度を紹介しながら研修を継続してきました。対象は、区内行政各部署、地域ケアプラザ職員、地域のケアマネジャー、医療機関、その他地域の支援機関の職員です。「貧困」はお金のことだけを指すのではありません。『えん（お金の「円」と繋がりの「縁」）がない』ことで、解決困難な課題を抱えることが多いことを踏まえ、支援者が気づきの視点を持ち、支援者間のネットワークを活用して支援の輪を広げられるよう取り組んでいます。



（3） 生活保護制度との一体的な運用

本市では各区役所の生活支援課に相談窓口を設けることにより、生活保護制度による支援との間で切れ目のない継続的な支援を行うことを目指しています。

本制度の相談者の中で、「要保護状態と見込まれる場合」や「支援途中で要保護状態となった場合」については、速やかに生活保護制度担当と情報を共有し、生活保護につなぎます。

逆に、生活保護を廃止する場合の手続きの中で、①本人が廃止後の相談支援を希望している、または②本人の支援希望はないが廃止にあたり、ケースワーカーとして気がかりなことがある等の場合に原則として本人の同意を得たうえで、アセスメント結果や支援のポイント等の情報を本制度担当者に提供する仕組みの定着を図ります。

（4） 支援調整会議を活用したチームづくり

支援のためのチームづくりを進めるための手法として、支援調整会議の開催があります。国の手引きにおいて、「支援調整会議」の役割は、①支援プランの適切性の協議 ②支援提供者による支援プランの共有 ③支援プランの終結時等の評価④社会資源の状況の把握と創出に向けた検討の4つの役割を果たすものとしています。

支援プラン案を作成した段階で、支援対象者（本人）と自立相談支援員に加え、家計改善支援員・ジョブスポットの就職支援ナビゲーター等の関係者が集まり、課題解決及び目標の実現に向けて支援プランは適切であるかどうかや、関係者の役割分担等を確認します。

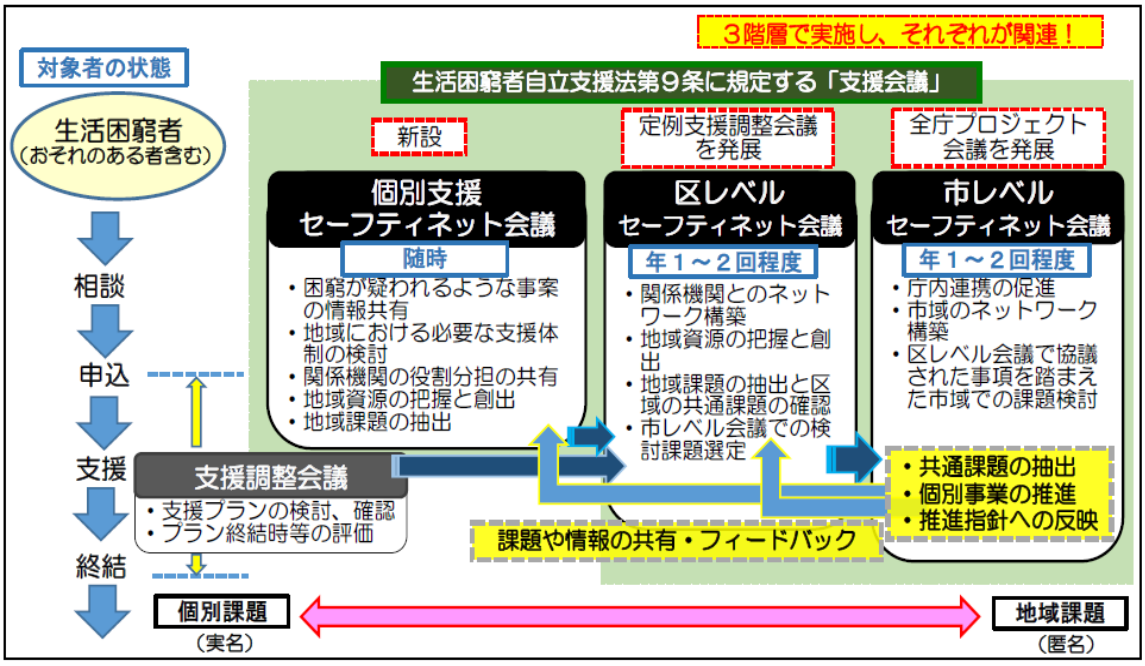
さらに、支援プラン期間の終期において、支援の経過と成果を評価し、支援プランに基づく支援を終結するかどうかの検討を行っています。

（5） 横浜市生活困窮者セーフティネット会議

平成 30 年 10 月の本法改正に伴い、生活困窮者に対する支援に関する情報交換や支援体制に関する検討を行うための会議体「支援会議」の設置が制度化され、横浜市においては、この会議を「横浜市生活困窮者セーフティネット会議」として位置づけ、3階層に分けて実施しています。

また、会議の構成員に対する守秘義務（※）を設けることで、本人の同意がなくとも、関係機関が把握している個々の事案の情報共有が可能となり、世帯全体としての生活困窮の状態把握等が進みます。深刻な状況にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い人への早期かつ適切な支援につなげることができます。

（※）税務課・保険年金課の職員には、地方税法第 22 条で「秘密漏えいに関する罪」が規定され、本法及び地方自治法よりも強い守秘義務が課されています。そのため「支援会議」においても、税務課及び保険年金課が保有する情報は、本人から徴取した同意書の範囲内でしか共有することはできません。



■横浜市生活困窮者セーフティネット会議の各階層の目的

会議名	目的
個別支援 セーフティネット会議	（1）困窮が疑われるような事案の情報共有 （2）地域における必要な支援体制の検討 （3）関係機関の役割分担の共有 （4）地域資源の把握と創出 （5）地域課題の抽出
区レベル セーフティネット会議	（1）関係機関とのネットワーク構築 （2）地域資源の把握と創出 （3）地域課題の抽出と区域の共通課題の確認 （4）市レベル会議での検討課題選定
市レベル セーフティネット会議	（1）庁内連携の促進 （2）市域のネットワーク構築 （3）区レベル会議で協議された事項を踏まえた市域での課題検討

【コラム】区レベルセーフティネット会議

他分野も含めた関係機関への制度周知やネットワーク構築を目的に開催する「連絡会方式」と、「支援調整会議」等で把握した課題や支援するうえでの課題をもとにテーマ設定し、関係機関等と検討を行う「事例検討方式」を組み合わせながら、各区が趣向を凝らして実施しています。



▲会議の様子（連絡会方式）

●内容について



▲「寸劇」による説明の様子

「連絡会方式」では、制度概要や実績を紹介するとともに、支援メニューを分かりやすく説明するため、寸劇を取り入れて紹介する手法や「ジョブスポット」見学などを行う場合もあります。また「事例検討方式」では、「KITYメソッド」を活用したやり方や「ワールドカフェ方式」によるグループディスカッションを用いるなど、各区が工夫しながら実施しています。

（6） 住まいの確保に関する支援

多様な相談を包括的に受け止める中で、家賃負担が家計を圧迫している方、連帯保証人や緊急連絡先の確保が難しく賃貸住宅への転居が困難な方など、住まいの確保に関する課題を抱える相談者を把握する場合があります。

住まいは安定した生活の基盤であるため、困窮状態からの自立に向けては、長期的・継続的な住まいの確保に向けた支援が必要となります。

平成 29 年 10 月には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（改正住宅セーフティネット法）が施行され、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯などを対象とした「セーフティネット住宅」の登録制度が開始されました。その後、平成 30 年 9 月からは家賃補助付きセーフティネット住宅制度が実施され、低額所得者が入居する住宅に対して家賃や家賃債務保証料の補助が行われています。

横浜市では、同年 10 月には、本市、不動産関連団体、社会福祉法人等の居住支援団体で構成する「横浜市居住支援協議会」が設立され、孤立死等の課題に対する具体的な取組が検討されるなど、地域での居住支援体制の整備が進められてきました。

その後も国においては、住宅確保要配慮者の入居を促進するための制度の強化が図られ、令和 7 年 10 月施行の法改正では、居住サポート住宅の創設や家賃債務保証業者の認定制度、居住支援法人による残置物処理の推進など、福祉と住宅の連携を一層進める仕組みが整備されています。

こうした流れを踏まえ、令和 7 年 4 月施行の生活困窮者自立支援制度では、自立相談支援機関が居住支援を行うことが制度上明記され、住まい相談支援が新たに位置づけられました。

これにより、住まいの確保に困難を抱える相談者に対しては、入居前の不安や住宅探し、入居後の不安定な状況などについて、居住支援協議会をはじめとする関係機関と連携しながら、相談支援を着実に進めていくことが求められています。

（7） 無料低額診療事業との連携

無料低額診療とは、医療を必要とする方が、経済的な理由によって医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業（第2種社会福祉事業）です。

社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、医療機関が任意で実施する事業であり、実施医療機関によって受け入れ体制や減免規程が異なることから、利用にあたっては注意が必要です。

実施医療機関の協力のもと、無料低額診療が円滑に利用できるよう、連絡票を活用して情報共有を進めています。

（8） フードバンク・フードドライブ活動との連携

フードバンクやフードドライブとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の削減と同時に生活に困っている人への支援や地域の支え合い活動等への食料資源の有効活用を目的とした取組です。

経済的理由から緊急に食品が必要な人が、安定した生活や自立した生活に戻るための一助として、また継続的な支援につなげるための手段として、必要に応じて食料支援団体や区社会福祉協議会との協働による支援を行います。

（9） ひきこもり状態にある人への対応

本市では、横浜市ひきこもり・若者総合相談センターと連携し、相談・支援等の対応を行っています。

従来、ひきこもりの当事者は子ども・若者と捉えられてきましたが、近年は中高年も含む事象とされています。特に、80 代の親の年金等で 50 代の子の生活を支える「いわゆる 8050 問題」が社会的課題になっています。

ひきこもりの原因・背景はいじめや失職をはじめ、疾病等様々であり、個々人の状況に寄り添った対応が求められます。中高年に限らず、ひきこもりはその状態にある本人とその家族が社会から孤立してしまうことを防ぐことが重要であり、地域の身近な機関で対応できるよう、生活支援課と高齢・障害支援課等、区福祉保健センター各課が連携して対応する必要があります。その際、アセスメントや家族支援に関するノウハウを有するひきこもり・若者総合相談センター、こころの健康相談センターとの間で情報共有や助言を求めるなどの連携も重要となります。

（10） 自殺対策施策との連携

自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な「生きる支援」を展開することが重要です。

令和6年における横浜市の自殺者数は 520 人で、そのうち、原因に「経済・生活問題」を含む人の割合は 23.3%に及びます（出典「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省作成）。自殺の危険性が高い人は、既に生活困窮状態にあることもあれば、将来的に生活困窮に至る可能性のある人もいると考えられます。逆に、生活困窮状態にある又は生活困窮に至る可能性のある人が、生活困窮状態を理由に、または生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられます。

したがって、本法に基づく支援と自殺対策とが、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、しっかりと連携することが重要です。

自殺の危険性が高いと考えられる人が、自立相談支援機関に相談した場合、自立相談支援機関は、高齢・障害支援課の精神保健福祉担当や必要に応じて精神科医療機関等に早期につなぐ必要があります。このため、内閣府自殺対策推進室（現・厚生労働省）が作成した、自殺の危険性を示すサインについての解説資料である「ゲートキーパー養成研修用動画」を積極的に活用すること等により、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関の連絡先等の基礎知識を習得しておくことが重要です。